

福祉計画・介護保険事業計画

問い合わせ

高齢者支援課介護保険係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111(内線3234)

◆高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画とは

「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本目標として高齢者の保健医療福祉に関する施策をまとめ、老人福祉事業や介護保険の各種サービスの見込量などをまとめたものです。

- ◇本計画は、「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として一体的に策定します。
- ◇第9期の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。
- ◇名寄市総合計画を最上位計画として、関連する施策や事業との整合性を図りながら、策定しています。

◆基本理念

本計画の策定に当たっては、次に掲げる3点を基本理念とし、保健医療福祉サービスを提供する体制の確保を図ります。

- ①要介護状態・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態・要支援状態となることの予防に努めます。
- ②高齢者などの心身の状況、その置かれている環境などに応じて、高齢者などの選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者または施設から、総合的かつ効率的に提供される体制を構築します。
- ③高齢者などが要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援します。

◆地域の課題に向けて～高齢者が安心して暮らし続けるために～

①冬の暮らしのかたち

- ・冬期間、路面凍結などで外出機会が減る高齢者などの外出を促す仕組みとして、地域における「通いの場」の拡充を図ります。

②便利な交通手段のかたち

- ・通いの場に伴う買物支援への補助のほか更なる制度の充実に向けた仕組みを検討します。

③高齢者の住まいのかたち

- ・道や近隣市町村との連携を強化し、高齢者向け住まいの質の確保に努めます。

④切れ目ない医療・介護のかたち

- ・ICTを用いた医療と介護の連携(ネットワーク化)により、患者(利用者)への支援の迅速化・効率化を図り、切れ目ない適切な支援とサービス向上を図ります。

◆高齢者施策の基本的方針および施策の体系

目標の実現に向けた高齢者施策の基本的方針および施策の体系は、次のとおりです。

市民みんなが安心して
健やかに暮らせるまちづくり

健康づくりと介護予防の推進

高齢者の積極的な社会参加

認知症施策の推進

高齢者の権利擁護

医療と介護の連携

生活支援体制の整備

介護サービス基盤の整備

高齢者のニーズに応じた住まいの確保

介護人材の確保・育成、業務の効率化

災害や感染症対策に係る体制の整備

1 健康づくりと介護予防の推進

- 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- 2 介護予防・生活支援サービス事業
- 3 一般介護予防事業
- 4 健康づくりへの支援
 - (1) 各種検診事業の充実
 - (2) 健康づくりの普及啓発

2 高齢者の積極的な社会参加

- 1 老人クラブ
- 2 高齢者の生きがいと健康づくり
- 3 生涯学習
- 4 社会参加による生きがい支援
- 5 敬老事業

3 認知症施策の推進

- 1 地域での見守りや支援
- 2 認知症総合支援事業

4 高齢者の権利擁護

- 1 権利擁護業務
- 2 成年後見制度利用支援事業

5 医療と介護の連携

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 医療サービス
 - (1) プライマリ・ケアの推進
 - (2) 在宅医療・終末期医療の推進

6 生活支援体制の整備

- 1 高齢者等の生活支援事業
- 2 家族等介護支援事業
- 3 高齢者等への見守り支援
- 4 総合相談支援業務

7 介護サービス基盤の整備

- 1 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 2 住宅改修支援事業
- 3 ケアプランの点検

8 高齢者のニーズに応じた住まいの確保

- 1 高齢者の住まい
- 2 認知症グループホーム居住費助成事業

9 介護人材の確保・育成、業務の効率化

- 1 介護人材の確保・育成
- 2 介護現場における業務効率化の取組

10 災害や感染症対策に係る体制の整備

- 1 災害対策
- 2 感染症対策

市ホームページに本計画の全文を掲載しています。詳細は、次コードを読み取ってご確認ください。▶



名寄市第9期高齢者保健医療

◆介護保険事業費等の見込みと介護保険料

◎第9期介護保険事業費などの見込み◎

第9期（令和6年度～8年度）における介護保険事業の標準給付費見込額は77億5,043万6千円、これに地域支援事業などに係る費用4億6,740万6千円を加えた総額は82億1,784万2千円となり、第8期計画策定時（92億2,379万2千円）と比較して約11%程度減少するものと見込んでいます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額	25億6,942万7千円	25億7,962万3千円	26億0,138万6千円	77億5,043万6千円
地域支援事業費他	1億5,580万2千円	1億5,580万2千円	1億5,580万2千円	4億6,740万6千円
計	27億2,522万9千円	27億3,542万5千円	27億5,718万8千円	82億1,784万2千円

※標準給付費見込額とは、介護サービスの総給付費に高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料などを加えた支出見込額をいいます。

第1号被保険者の給付費に対する負担率は、第9期期間内は23%で継続されます。（介護保険の国庫負担金の算定などに関する政令（平成10年政令第413号第5条関係））

◎第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料◎

介護保険事業費の上昇や高齢者人口増加の推計に基づき、第9期（令和6年度～8年度）における第1号被保険者の保険料基準額を算定すると、**月額5,400円**（年額6万4,800円）となり、各所得段階別の保険料額は次のとおりとなります。

所得段階	対象区分		基準額に対する割合	保険料【年額】	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護被保護者・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下 		0.285 (0.455)	1万8,400円 (2万9,400円)	
第2段階	本人が 市民税 非課税	世帯員全員 が市民税 非課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.485 (0.685)	3万1,400円 (4万4,300円)
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	0.685 (0.69)	4万4,300円 (4万4,700円)
第4段階		世帯員に 市民税課税 者がいる人	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.9	5万8,300円
第5段階 (基準額)	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人		1.0	6万4,800円	
第6段階	本人が 市民税課税者		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円未満の人	1.2	7万7,700円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	8万4,200円	
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	9万7,200円	
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	11万0,100円	
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	12万3,100円	
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	13万6,000円	
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	14万9,000円	
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	15万5,500円		

※第1段階～第3段階の負担割合は、国の保険料軽減対策を勘案した割合です。
 （ ）内の負担割合および保険料は、軽減対策前の負担割合および保険料です。